

# 福岡県社会福祉審議会資料

## 【運営資料】

	頁
1 審議会次第	1
2 委員名簿	2
3 専門分科会委員名簿	3
4 配席表	4
5 福岡県社会福祉審議会規則	5

期日 平成19年5月21日(月)  
場所 福岡県吉塚合同庁舎特6会議室

福岡県

# 福岡県社会福祉審議会次第

平成19年5月21日(月) 10:00～  
福岡県吉塚合同庁舎 特6会議室

1 開会

2 あいさつ

3 事務局職員の紹介

4 議事

(1) 審議事項

ア 福岡県社会福祉審議会の会議の公開について

イ 平成20年度社会福祉施設等の整備方針について

(2) その他

5 閉会

# 福岡県社会福祉審議会委員名簿

任期：平成18年5月24日から平成21年5月23日まで

(平成19年5月21日現在) (順不同：敬称略)

分野別区分	氏名	職名または所属団体名
県議会	縣 善彦	福岡県議会議員
	浦田 憲一	福岡県議会議員
	鬼木 誠	福岡県議会議員
	富原 茂昭	福岡県議会議員
学識経験者	赤星 文子	福岡県中学校長会
	井浦 蘭子	(社)福岡県青少年育成福岡県民会議顧問
	稲村 鈴代	福岡県弁護士会
	岩橋 孝一	福岡県PTA連合会副会長
	岩本 幸英	九州大学医学部整形外科教授
	小田 一恵	(社)福岡県社会福祉士会
	賀戸 麻里子	(社)福岡県介護福祉士会副会長
	金堂 正芳	(財)福岡県身体障害者福祉協会理事長 ○
	木下 幸子	福岡県地域婦人会連絡協議会会長
	笹 渕 正三	福岡県町村会事務局長
	志田 孝哉	福岡県商工会議所連合会事務局長
	杉原 好則	西南女学院大学保健福祉部福祉学科教授
	立石 公子	(社)福岡県知的障害者育成会理事
	中村 政子	ふくおかボランティアのつどい県実行委員長
	平田 伸子	九州大学医学部保健学科教授
	松永康行	福岡県警察本部生活安全部少年課長
	宮崎 昭夫	福岡県立大学人間社会学部社会福祉学科教授 ◎
	武藤 和義	福岡県青少年万引防止連絡協議会監事
	山形 紀子	西日本新聞社論説委員会委員
	山口 由紀子	(社)福岡県精神障害者福祉会連合会理事
山崎 吉春	(社)福岡県老人クラブ連合会会長	
横倉 義武	(社)福岡県医師会会長	
社会福祉 事業従事者	東 武志	福岡県民生委員児童委員協議会会長
	上村 初美	福岡県保育所連盟保育士会会長
	大城 美佐枝	福岡県民生委員児童委員協議会理事
	隈本 英臣	(社福)福岡県社会福祉協議会常務理事
	眞銅 敬介	(社福)西日本新聞民生事業団理事兼事務局長
	西田 稔夫	福岡県児童養護施設協議会会長
	原 嘉伸	福岡県老人福祉施設協議会会長
村岡 伸也	(社)福岡県介護老人保健施設協会会長	

※ ◎は委員長、○は副委員長

# 福岡県社会福祉審議会専門分科会委員

(平成19年5月21日現在)

民生委員審査専門分科会		障害者福祉専門分科会		老人福祉専門分科会		児童福祉専門分科会	
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
東 武志	◎ 岩本 幸英	鬼木 誠	縣 善彦				
井浦 蘭子	小田 一恵	賀戸 麻里子	赤星 文子				
浦田 憲一	○ 金堂 正芳	◎ 杉原 好則	稲村 鈴代				
○ 大城 美佐枝	隈本 英臣	中村 政子	岩橋 孝一				
木下 幸子	笹淵 正三	○ 原 嘉伸	上村 初美				
◎ 隈本 英臣	志田 孝哉	村岡 伸也	大城 美佐枝				
富原 茂昭	眞銅 敬介	山形 紀子	西田 稔夫				
山崎 吉春	立石 公子	山崎 吉春	平田 伸子				
	山口 由紀子		松永 康行				
			◎ 宮崎 昭夫				
			武藤 和義				
			横倉 義武				
8名	9名	8名	12名				

  

障害者福祉専門分科会 審査部会		児童福祉専門分科会 施設入所児童権利擁護部会	
氏名	氏名	氏名	氏名
○ 池田 俊彦 (臨時委員)	稲村 鈴代		
岩本 幸英	上村 初美		
吉良 潤一 (臨時委員)	西田 稔夫		
小森 常喜 ( " )	平田 伸子		
◎ 曾田 豊二 ( " )	宮崎 昭夫		
濱中 保男 ( " )	武藤 和義		
林 純 ( " )			
原 信之 ( " )			
疋田 春夫 ( " )			
福岡 真二 ( " )			
藤見 惺 ( " )			
和田 秀敏 ( " )			
12名	6名		

※氏名については、50音順

※◎は専門分科会にあっては専任分科会会長、部会にあっては専任分科会副会長、部会にあっては副部長。

# 福岡県社会福祉審議会配席表

日時 平成19年5月21日(月)  
場所 福岡県吉塚合同庁舎特6会議室

東 委員	赤星 委員	縣 委員		宮崎 委員長	金堂 副委員長		眞銅 委員	杉原 委員	立石 委員
井浦	委員						富原	委員	
稲村	委員						中村	委員	
岩橋	委員						西田	委員	
上村	委員						原	委員	
浦田	委員						平田	委員	
大城	委員						武藤	委員	
小田	委員						村岡	委員	
鬼木	委員						山形	委員	
賀戸	委員						山口	委員	
隈本	委員						山崎	委員	
志田	委員						横倉	委員	

出入口

出入口

## 事務局

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

## 福岡県社会福祉審議会規則

(平成十二年福岡県規則第65号)

### (趣旨)

第一条 福岡県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営については、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)及び社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号。以下「政令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (副委員長)

第二条 審議会に副委員長を置き、法第九条の委員(以下「委員」という。)のうちから互選する。

2 副委員長は、法第十条の委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (臨時委員)

第三条 法第八条第二項の規定により、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くものとする。

### (任期)

第四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、前条の特別の事項の調査審議に要する期間とする。

3 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

### (会議)

第五条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、法第八条第二項に規定する特別の事項を調査審議する場合には、前二項の適用について委員とみなす。

### (専門分科会)

第六条 審議会に、法第十一条第一項(法第十二条第二項の規定により読み替える場合を含む。)の規定による民生委員審査専門分科会及び児童福祉専門分科会並びに法第十一条第二項の規定による老人福祉専門分科会、障害者福祉専門分科会(同条第一項の規定による身体障害者福祉専門分科会を兼ねる。)を置くものとする。

2 専門分科会に属すべき委員は、審議会の委員のうちから委員長が指名する。

3 各専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長を置き、その専門分科会に属する委員のうちから互選する。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の決議は、審議会の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

7 前条第一項から第四項までの規定は、専門分科会について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「委員長」とあるのは、「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(審査部会)

第七条 障害者福祉専門分科会に、政令第三条第一項に規定する審査部会を置くものとする。

- 2 審査部会に審査部会長及び審査部会副会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員のうちから互選する。
- 3 第五条並びに前条第四項及び第五項の規定は、審査部会について準用する。この場合において、第五条第一項及び第二項中「委員長」とあるのは「審査部会長」と、前条第四項中「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と、「その専門分科会」とあるのは「審査部会」と、同条第五項中「専門分科会副会長」とあるのは「審査部会副会長」と、「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第八条 専門分科会は、特定の事項に関する調査審議のため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、専門分科会長が指名する。
- 3 第五条及び第六条第三項から第六項までの規定は、部会について準用する。この場合において、第五条第一項及び第二項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第六条第三項中「各専門分科会」とあるのは「各部会」と、「専門分科会長」とあるのは「部会長」と、「専門分科会副会長」とあるのは「部会副会長」と、「その専門分科会」とあるのは「その部会」と、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と、同条第四項中「専門分科会長」とあるのは「部会長」と、「専門分科会」とあるのは「部会」と、同条第五項中「専門分科会副会長」とあるのは「部会副会長」と、「専門分科会長」とあるのは「部会長」と、同条第六項中「専門分科会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、保健福祉部保健福祉課において処理する。

(補則)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、交付の日（平成十二年十二月六日）から施行する。

附 則

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則

この規則は、平成十八年三月十七日から施行する。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。